

## 補助金の制度概要

### 1. 事業の趣旨・位置づけ

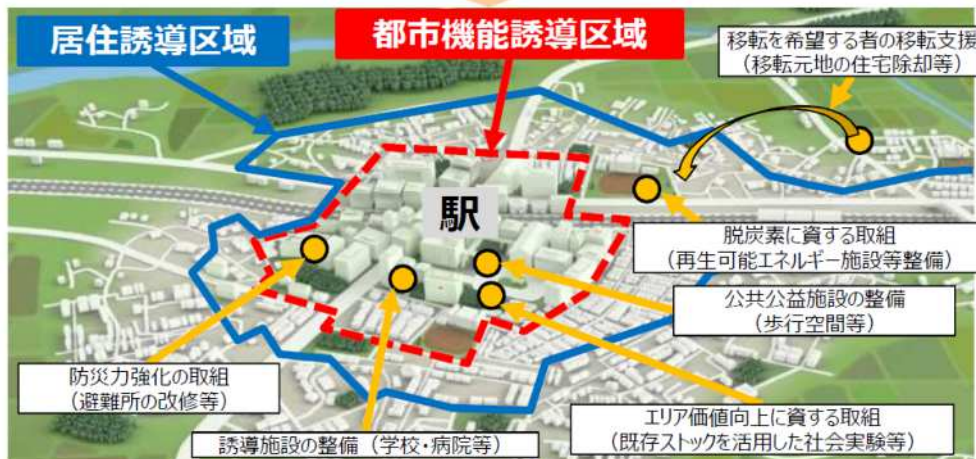
村井駅周辺整備事業は、国土交通省の補助金制度「都市構造再編集中支援事業」を活用し、事業を実施しています。

都市構造再編集中支援事業は、都市再生整備計画に位置づけられた事業のうち、立地適正化計画に基づく事業に対して総合的・集中的な支援を行う個別支援制度です。

「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対して総合的・集中的な支援を行い、持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的としています。

### 市町村が立地適正化計画を作成・公表

まちづくりの方針、都市機能誘導区域・居住誘導区域等を設定



まちづくりに必要な事業を都市再生整備計画に位置づけ

### 市町村が都市再生整備計画を作成・公表

都市構造再編集中支援事業による支援



図 都市構造再編集中支援事業の位置づけ

## 2. 事業の概要

施行地区

立地適正化計画の「都市機能誘導区域」及び「居住誘導区域」

対象事業

都市再生整備計画に基づき実施される次の事業のうち、立地適正化計画の目標に適合するものをパッケージで支援します。

### 【基幹事業】

道路、公園、下水道、河川

地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）

高質空間形成施設（歩行支援施設等）

高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター、テレワーク拠点施設等）

都市機能誘導区域内の誘導施設・基幹的誘導施設（医療、社会福祉、教育文化施設等）

エリア価値向上整備事業 等

### 【提案事業】

事業活用調査

まちづくり活動推進事業（社会実験等）

地域創造支援事業

### 【居住誘導促進事業】

居住移転支援、元地の適正管理 等

交付金の国費率

○都市機能誘導区域：国費率 1 / 2

○居住誘導区域：国費率 45 %

## 3. 事後評価の実施

○事業期間が完了した地区については、事後評価を行います。

○事後評価は、交付金の交付期間の最終年度又はその翌年度に実施します。

事業成果等を客観的に診断し、成果の原因を分析して、今後のまちづくりを適切な方向へと導くとともに、住民に分かりやすく説明することを目的としています。

○事後評価の主な内容は、次のとおりです。

- ・まちづくりの目標の達成状況及び実施過程の検証
- ・効果発現要因の整理、今後のまちづくり方策の検討
- ・評価結果の公表、住民等から意見を適切に反映
- ・第三者により構成される検討組織等で確認を受ける